

## 米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)に関する諸利率について

下表の諸利率は、金利情勢等により見直しを行い変更いたしますので、あらかじめご了承ください。

区分	利率の種類	基準日	適用される利率
保険金等の支払方法の選択に関する特約	据置支払を選択し、保険金等を米国ドルで据え置く場合の会社所定の利率	* 1	0.50%
	円換算支払特約を付加して、保険金等を円貨で据え置く場合の会社所定の利率	* 1	0.01%
	保険金等を米国ドルの年金で受け取る場合の年金開始後の予定利率	年金基金設定日	1.75%
	円換算支払特約を付加して、保険金等を円貨の年金で受け取る場合の年金開始後の予定利率	年金基金設定日	0.51%
介護年金移行特約	介護年金を受け取る場合の年金開始後の予定利率	第1回介護年金の支払日	0.51%
積立金の引出機能に関する特則	特則積立金を積み立てる場合の会社所定の利率	* 2	0.50%

\* 1 当該利率については、基準日により適用される利率が確定するものではありません。そのため、据置期間中に適用される利率が変更となる場合があります。

\* 2 当該利率については、基準日により適用される利率が確定するものではありません。そのため、積立中に適用される利率が変更となる場合があります。

※ 積立利率については、個別商品ごとの「積立利率」ページをご覧ください。なお、積立利率は毎月1日と16日に設定され、契約日時点の積立利率が適用されます。

※ 年金開始後の予定利率は、基準日の利率が適用されるため、基準日以降変更されることはありません。

## 【ご注意ください事項について】

● この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

● この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します(解約日(減額日)における基準利率+A\*3が、この保険契約の契約日・更改時における基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未滿に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

\* 3 基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日(減額日)において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっています)。

※ 積立金の引出機能に関する特則が付加されたご契約で、積み立てた特則積立金がある場合、特則積立金については解約控除・市場価格調整の適用はありません。

● この商品でご負担いただく費用は、「積立利率を設定する際にかかる費用\*4」「保険料を円でお払い込みいただく場合の費用」「保険料を米国ドルでお払い込みいただく場合、保険金・特則積立金等を米国ドルでお受け取りいただく場合の費用」「保険金・特則積立金等を円でお受け取りいただく場合、介護終身年金へ移行した場合の費用」「年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用\*6」「解約(減額)の際にご負担いただく費用\*7」となります。

\* 4 【契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*5が91歳未滿の場合】

災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用として、積立利率を設定する際にPGF生命が定めた利率から1.3%を差し引きます。

【積立利率計算基準日における被保険者の年齢\*5が91歳以上の場合】

積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

\* 5 被保険者の年齢は、連生保障型の場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

\* 6 年金開始日(介護年金の場合は第1回介護年金支払日)以後、受取年金額に対して1.0%(2024年10月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

\* 7 契約日から10年未滿に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

※ この保険にかかるリスク、費用等の詳細は、個別商品の「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」等でご確認ください。

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF-J-2024-349 (2024.10.1)